

周防大島町告示第53号

平成22年第2回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成22年6月4日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成22年6月11日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

田中隆太郎君

神岡 光人君

平野 和生君

今元 直寛君

尾元 武君

中本 博明君

平川 敏郎君

安本 貞敏君

布村 和男君

荒川 政義君

杉山 藤雄君

新山 玄雄君

魚原 満晴君

広田 清晴君

中村 美子君

魚谷 洋一君

松井 岑雄君

久保 雅己君

小田 貞利君

6月18日に応招した議員

応招しなかった議員

平成22年 第2回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成22年6月11日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成22年6月11日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 平成21年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第6 報告第2号 専決処分の報告について(「平成20年度林道文珠屋代(1)線舗装工事」の請負変更契約)
- 日程第7 議案第1号 平成22年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第8 議案第2号 平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第9 議案第3号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町税条例の一部改正)
- 日程第10 議案第4号 専決処分の承認を求めることについて(周防大島町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第11 議案第5号 周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第6号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第13 議案第7号 周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第8号 周防大島町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第9号 周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第16 議案第10号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第17 議案第11号 周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第12号 平成21年度周防大島町立東和中学校解体工事の請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告並びに議案説明
- 日程第 5 報告第 1 号 平成 2 1 年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第 6 報告第 2 号 専決処分の報告について（「平成 2 0 年度林道文珠屋代（ 1 ）線舗装工事」の請負変更契約）
- 日程第 7 議案第 1 号 平成 2 2 年度周防大島町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 2 号 平成 2 2 年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 9 議案第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町税条例の一部改正）
- 日程第 10 議案第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（周防大島町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第 11 議案第 5 号 周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 12 議案第 6 号 周防大島町税条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 7 号 周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 8 号 周防大島町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 日程第 15 議案第 9 号 周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 10 号 周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 11 号 周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 12 号 平成 2 1 年度周防大島町立東和中学校解体工事の請負契約の締結について

出席議員（19名）

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1 番 田中隆太郎君  | 2 番 杉山 藤雄君  |
| 3 番 神岡 光人君  | 4 番 新山 玄雄君  |
| 5 番 平野 和生君  | 6 番 魚原 満晴君  |
| 7 番 今元 直寛君  | 8 番 広田 清晴君  |
| 10 番 尾元 武君  | 11 番 中村 美子君 |
| 12 番 中本 博明君 | 13 番 魚谷 洋一君 |

14番 平川 敏郎君	15番 松井 岑雄君
16番 安本 貞敏君	17番 久保 雅己君
18番 布村 和男君	19番 小田 貞利君
20番 荒川 政義君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

#### 事務局出席職員職氏名

事務局長 木元 真琴君	議事課長 中尾 豊樹君
書記 中村 和江君	書記 林 祐子君

#### 説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	椎木 巧君	代表監査委員 .....	相川 實君
副町長 .....	岡村 春雄君	教育長 .....	平田 武君
公営企業管理者 .....	石原 得博君		
総務部長 .....	中野 守雄君	産業建設部長 .....	嶋元 則昭君
健康福祉部長 .....	田村 敏範君	環境生活部長 .....	松井 秀文君
久賀総合支所長 .....	山本 定雪君	大島総合支所長 .....	川元 文雄君
東和総合支所長 .....	菊本 雅喜君	橘総合支所長 .....	八幡 清治君
会計管理者兼会計課長 .....			北杉 憲昌君
教育次長 .....	村田 雅典君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長 .....	西本 芳隆君	財政課長 .....	奈良元正昭君
契約監理課長 .....	上元 勝見君	税務課長 .....	吉岡 信二君

午前9時30分開会

議長（荒川 政義君） おはようございます。本日は御出席をいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから平成22年第2回周防大島町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、7番、今元直寛議員、8番、広田清晴議員を指名いたします。

### 日程第2．会期の決定

議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、去る6月4日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から6月18日までの8日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から6月18日までの8日間とすることに決しました。

### 日程第3．諸般の報告

議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年3月以降本日まで議会に提出されております文書について御報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員より例月現金出納検査（3月、4月、5月実施分）と定期監査（3月、4月、5月実施分）の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

次に、陳情・要望については、ございませんでした。

続いて、系統議長会関係について。

まず、山口県町村議会議長会から、議長会主催による議員実務研修会が7月23日金曜日に山口県教育会館で開催される予定であります。この件については、今定例会において全員参加での議員派遣の御議決をいただくこととしております。

次に、山口県離島振興町村議長会について。

今年度の行政視察研修は下関市の蓋井島を視察研修地としております。実施日は7月2日。定期船で35分で結ばれており、人口は107人、面積が2.35平方キロと浮島とほぼ同じ面積で、小学校1校、漁業主体の島であります。

平成14年に島おこしの一環として、オーストラリア源産のエミューというダチョウに似た飛べない鳥の脂肪から取り出したオイルが傷や痛みなど、あらゆる炎症の秘薬として使われること

をヒントに、島の新たな地域産業として、エミューオイルの生産を手がけ、現在では、エミューの牧場には、70頭を飼育しているとのことであります。特色ある地域産業としての取り組み状況を、勉強してまいりたいと思っております。

続いて、柳井地区広域市町議会議長会関係では、定期総会が5月24日に開催され、本年度の合同研修会の日程等について協議がなされ、7月28日水曜日に実施することとなりました。全員の参加をお願いするところであります。議員派遣の件にてお諮りする予定であります。

次に、町人会関係につきまして、5月22日の東京大島ふるさと会へ今元直寛議員と私荒川政義が出席をいたしました。当会では、公営企業局管理者の石原得博先生が講師として「周防大島の医療 いま・あす・未来」と題しましての御講演に参加者一同、熱心に聴講され、大島の医療の実情の大変さがよくわかったというお声をいただきました。石原先生、大変御苦労様ございました。この場を借りてお礼を申し上げます。こうした、最新情報をお届けすることが、この会の意味あるところであり、大切にしていかなければならないと感じたところであります。

また、広島・周防大島町人会が、来月7月4日日曜日に開催されます。その出席につきまして、各常任委員会より2名の計6名の出席をお願いしたいと考えております。各常任委員長さんに置かれましては、本日中に本会事務局へ参加者の報告をする都合がございますので、参加調整のお手配をいただきますようお願いをします。この件も議員派遣の件にて、御議決いただくことといたしております。

最後に、慶弔に関しまして。

旧橘町議会議員の井上勝清さんは、3月1日付にて高齢者叙勲として旭日単光章受章の栄に浴されました。さらに、元久賀町議会議員の中野正良さんは、平成22年春の叙勲において旭日双光章受章の栄に浴されました。

我々の大先輩でありますお二方、大変おめでとうございませう。多年にわたる地方自治の進展に寄与された御功績が認められたものでありまして、御同慶に存じますとともに、御本人はもとより私ども議員にとりまして、この上ない大きな誇りであり、励みとなるものでございませう。

我々も、今一度気を引き締め、地域自治の進展に努力してまいりたいと存じます。

以上、諸般の報告を終わります。

#### 日程第4．行政報告並びに議案説明

議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長より行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） どなたも、おはようございませう。本日は平成22年第2回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず

ず御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提案をいたしております案件は、報告2件、補正予算に関するもの2件、専決処分の承認を求めるもの2件、条例の一部改正に関するもの7件、工事請負契約の締結1件であります。

報告第1号は、平成21年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告についてであります。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成21年度周防大島町繰越明許費繰越計算書を調整いたしましたので、これを御報告するものであります。

報告第2号は、専決処分の報告についてであります。平成20年度林道文珠屋代(1)線舗装工事につきまして、議会の委任による専決処分の指定の範囲内における工事請負変更契約を専決処分いたしましたので、これを御報告するものであります。

議案第1号は、平成22年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)についてであります。今回の補正予算は、再編交付金を活用しての事業の追加が主なものでありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,778万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ134億8,778万3,000円とするものであります。

議案第2号は、平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ312万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,674万6,000円とするものであります。

議案第3号は、周防大島町税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについてであります。地方税法の一部改正が3月24日に可決、成立をし、関連する政令等が3月31日に交付され、4月1日から施行されることに伴い専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認を求めるものであります。

議案第4号は、周防大島町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認を求めることについてであります。議案第3号と同様に4月1日から施行されることに伴い専決処分書のとおり処分させていただきましたので、議会の承認を求めるものであります。

議案第5号は、周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてであります。育児休業関係の法律の一部改正に伴い条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第6号は、周防大島町税条例の一部改正についてであります。地方税法等の一部改正に伴い条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第7号は、周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてであります。過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第8号は、周防大島町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正についてで

あります。議案第7号と同様、過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第9号は、周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正についてであります。条例を一部改正し、整備の上、秋農業集落排水処理施設を追加しようとするものであります。

議案第10号は、周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正についてであります。秋地区の農業集落排水事業の完成に伴いまして、同地区の処理区を新たに追加するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第11号は、周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。使用する時間帯によっては、利用者に多大な負担をかける場合がありますので、利用促進のため、条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第12号は、平成21年度周防大島町立東和中学校解体工事の請負契約の締結についてであります。指名競争入札による入札の結果、白木産業株式会社が落札いたしましたので、この業者と工事請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものであります。

この際、行政報告を申し上げます。

まず、最初に簡易水道高料金対策補助金についてであります。

合併前の平成12年度に柳井地域広域水道企業団より給水開始が始まり、年間を通じて町民の方に安定供給が可能となりました。しかしながら、柳井地域広域水道用水供給事業は、建設費約590億円という多大な経費を負担しております。この多額な建設費のため高い受水費となっております。結果として町財政を圧迫し、また町民の方々に大きな負担をおかけしているところであります。

このような高い料金体制を少しでも緩和するため、平成14年2月6日付で1市9町の市町長連名で県知事あて及び県議会に財政支援の要望書を提出し、同時に各市町の議会より同様の要望書を提出いたしました。

これを受けて県では、平成14年度より10年間で約15億円の財政支援を決定いたしました。内容につきましては、広域水道企業団が給水する用水供給事業と各構成団体が経営する末端給水事業の2通りの事業に対する補助金となっております。いずれも基準となるのは、当該年度の資本費となっており、国が定める基準資本費よりも高い部分について補助金が交付されるという内容であります。

過去3年間の実績では、平成19年度が5,296万7,000円、平成20年度は5,270万7,000円、平成21年度が5,021万1,000円、平成22年度の見込みでは4,754万4,000円となっており、平均で約5,000万円程度の補助金を受けております。

この5,000万円は、簡易水道事業特別会計における料金収入の約11.5%を占めるほどの財源となっておるわけであります。平成14年度より継続してきた当財政支援であります。近年の世界的な経済危機による県の財政状況の悪化に伴い、毎年見直しの対象となっている中で、平成22年度については何とか予算を確保していただいたものの、平成23年度については県の担当部局からは、助成についてゼロに近いくらい大変厳しいとの情報がまいております。県からの助成が打ち切られた場合、本町のみならず各構成団体の財政に大きな影響が出るものと予想されます。

本町につきましては、先ほども申し上げましたが、料金収入の11.5%にもなり、補てんするために基本料金を11.4%改定する必要があり、町民の方に大きな負担をかけることとなります。このため、5月7日に各構成団体の企業長、議会議長及び担当部課長の会議を開催し、今後の対応を協議いたしました。

その結果、平成23年度については既に約束事であるから、要望は平成24年度以降でいいという意見や、厳しい状況なら23年度についてもさらに要望すべき等の意見がありましたが、いづれにいたしましても、町だけではなく議会の皆様方の御協力が必要となっております。

今後議員の皆様方や各構成市町の地元選出の県議会議員さんと相談をしながら要望活動進めるとともに、早い時期に議会として要望決議案の提出及び議決をいただき、首長、議長連名による県知事、県議会議長への要望書提出を考えていきたいと思っております。

次に、家畜伝染病口蹄疫の対応についてであります。本年4月20日、宮崎県で発生いたしました家畜伝染病である口蹄疫は、多数の牛や豚の殺処分による大変な被害をもたらしており、被害に遭われた農家の方々に対しまして、心よりお見舞いを申し上げる次第でございます。

周防大島町では、県より炭酸ナトリウム 炭酸ソーダというものでございますが、これの配布を受けまして、町より対象農場、乳用牛、肉用牛、ヤギ等に2度にわたり、この薬剤の配布をいたしております。1回目は4月27日、2回目は5月28日に、それぞれ町内9戸の畜産農家と動物村に、25キロの炭酸ナトリウムを配布いたしました。

また、5月28日には、簡易な噴霧器もあわせて配布をいたしております。炭酸ナトリウムは強アルカリ性で、口蹄疫ウイルスを殺す効果があります。使用方法としては4%の炭酸ナトリウム液をつくり、対象農場の出入り口で容器に希釈液を入れたものを設置し、出入りの都度消毒する。また、二、三日ごとに液を交換する。さらには農場侵入の車両への希釈液散布であります。使用未実施の農家に対しての指導も実施しているところでございます。

なお、山口県では、本年2月以降、宮崎県や隣県より導入された牛213頭について、異常は確認されておりません。また、宮崎県からの稲わら等の導入も確認されていない状況であります。引き続き関係部署と連携をとりながら、町内での発生予防に万全を図ってまいりたいと考えてお

ります。

次に、子ども手当の支給についてであります。次代の社会を担う子供の健やかな成長を社会全体で支援するため、4月より子ども手当が創設されております。受給対象者は中学校修了前までの子どもを養育している者すべてであり、子ども1人に対しまして月額1万3,000円を支給するものであります。

6月に支給した対象は652世帯で、支給額は2,867万8,000円となっており、支給対象者については述べ2,206人となっております。手当については6月、10月並びに平成23年2月に、それぞれの前月分までを支払うもので、6月支払い分については、今月10日に4月分及び5月分の2カ月分を支給したところであります。

支給対象の652世帯につきましては、3月31日までの従前の児童手当対象の529世帯に加えまして、児童手当における所得制限による非該当者や新たに対象となった中学生を扶養している世帯であり、5月28日までに受給申請された123世帯であります。新たに支給対象となった者については、9月30日までに申請書を提出すれば、4月分まで逆及して支払いが可能となっておりますので、引き続き申請勧奨に努めております。

次に、岩国空港の民間空港開港に向けた取り組みについてであります。米軍岩国基地の滑走路移設事業で、1キロ沖合に移った新滑走路の運用開始式が5月29日、日米両政府や地元関係者が出席して行われました。

この新滑走路を使用しての民間空港再開に向け、空港ターミナルビルの建設、運営を目指す第三セクター会社岩国空港ビル株式会社は、岩国空港早期再開推進協議会の柏原伸二会長を社長に、県と岩国市などが出資して、4月30日付で設立登記が完了し、ついで5月25日に臨時株主総会を開き、第三者割当による増資を決定いたしました。

この決定を受け、既にさきの町議会定例会で400万円の出資金予算を御議決いただいております本町を初め、柳井市、和木町など、1市4町と大手企業9社がこの増資に応じることとし、本町におきましては6月末で、この出資を行う予定といたしております。

一方、国土交通省大阪航空局の公募に対しまして、5月6日に第1次審査に応募し、審査の結果、5月21日に当ビル会社が第2次審査参加者として選定されており、今後第2次審査が行われ、7月中旬には旅客ターミナルビルの設置、運営事業者が決定される見通しとなっております。

このビル会社が将来にわたって、長期的、安定的に運営できるよう、また岩国空港が地域の活性化に貢献できるものとなるよう、県や関係市町とも協力して取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

次に、平成21年度周防大島町、各会計決算見込みの報告についてであります。去る5月31日に平成21年度の一般会計及び公営企業局企業会計を除く各特別会計の出納を閉鎖いたし

ました。議員各位並びに町民の皆様方の御理解と御協力によりまして、いずれの事業も順調に執行することができ、各会計とも黒字もしくは収支ゼロの決算見込みであります。

現在決算書を調整中ではありますが、公営企業局企業会計とあわせ、地方自治法第233条並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条に基づく監査委員の審査を経て、9月定例議会におきまして決算の認定をお諮りするとともに、実質収支比率を初めとする財政健全化判断比率を御報告する予定といたしております。

次に、新規就農者支援事業についてであります。新規就農者の育成を図るための支援事業といたしまして、平成22年度において安下庄在住の神田勉氏が肉用牛繁殖経営の研修を1年間実施することになり、町として研修期間中2分の1の県補助を受け、周防大島町自己経営開始支援事業補助金交付要綱に基づきまして、月額15万円の補助金を交付いたします。

研修中は東屋代地区で、就農に向けて実際に牛を飼いながら近隣の畜産経営者からの指導を受けるほか、共同作業を通じて技術を習得する研修内容となっております。

神田氏はこれまでに山口県農林総合技術センターで開催されているやまぐち就農支援塾担い手養成講座肉用牛コースを受講し、講座の一環として周東町及び長門市の畜産農家で実践的な研修も行い、家畜人工受精師免許も取得をいたしております。

平成23年度には自己経営を開始し、5年後には23頭規模の親牛を飼い、8カ月から9カ月の子牛を平均で20頭販売する目標の就農計画を立てておりまして、平成22年2月25日には山口県により就農計画認定を受けております。

また、耕作放棄地への放牧や自給飼料の栽培も計画しており、景観改善にもつながるなど地域への貢献度も高く、地域農業の担い手として、その活躍を大いに期待しているところであります。

最後に、岩政大樹選手の応援並びにプレ国体開催についてであります。本町出身でサッカーJリーグ鹿島アントラーズの岩政大樹選手は、皆様御承知のとおり2010年ワールドカップ南アフリカ大会の日本代表メンバーに選出されました。晴れの日本代表になるということは、日々の練習と絶え間ぬ努力の結果であろうと、心からお祝いを申し上げる次第であり、また町内の青少年に夢と希望を与える明るいニュースであります。

日本代表の予選の試合日程中、14日のカメルーン戦と19日のオランダ戦については、同選手の健闘を祈念し、また日本チームを応援するため、同選手後援会の大樹会が主催となって、大型映像装置を利用して応援を行うパブリックビューイングを大島文化センターにおいて計画をしております。

本町といたしましても、岩政選手がオリンピックに匹敵する世界大会へ選出され、それを賞賛するということから、文化センター使用料の減免措置や職員の協力など、イベントに全面的に支援を行いたいと考えております。文化センター大ホールで多くの住民の方と一緒に大応援団を構

成し、本町住民の気持ちを一つにすることも意義深いことであろうかと存じますので、時間の許す方はぜひ応援をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、6月19日、20日の両日にわたり平成22年度「おいでませ山口国体アーチェリー競技リハーサル大会」が町陸上競技場で行われます。このリハーサル大会は、来年10月に開催される国体本大会に向けてのもので、中国高等学校アーチェリー選手権大会としての競技となります。中国5県からおよそ200名の精鋭選手が集い、700メートル離れた的を中心に狙って得点を競うもので、選手が横一線に並び、的に向かって一斉に矢を放つ姿はまさに圧巻で、その卓越した技術と集中力に御注目をいただきたいと思っております。

大会期間中は、昨年度マリンプールのトラックと緑の人工芝インフィールドに改修された陸上競技場において試合観覧もできますので、ぜひ間近でのアーチェリー観戦と選手の応援をよろしくお願いいたします。

以上、議案等の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度関係参与が御説明申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 以上で行政報告並びに議案の説明を終わります。

#### 日程第5．報告第1号

#### 日程第6．報告第2号

議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号平成21年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について及び日程第6、報告第2号専決処分の報告については、一括して執行部の報告を求めます。中野総務部長。

総務部長（中野 守雄君） それでは、報告第1号平成21年度周防大島町繰越明許費繰越額の報告について御説明をいたします。

繰越明許費については、別冊となっております。

去る第1回定例議会におきまして、御議決をいただきました平成21年度の繰越明許費につきまして、歳出予算の経費を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調整し、御報告するものであります。

一般会計におきまして、19億5,752万円の限度額に対し、19億4,746万2,000円を、簡易水道事業特別会計は3,183万6,000円の限度額に対し、限度額どおりの3,183万6,000円を、それぞれ繰り越しております。

各事業における繰越額及びその財源につきましては、報告書に記載のとおりとなっておりますので、御高覧いただきますようお願いいたします。御報告とさせていただきます。

続きまして、報告第2号専決処分の報告について、御説明いたします。

平成20年度林道文珠屋代(1)線舗装工事について、路床安定処理のセメント添加量の変更、路盤材の追加購入、待避所や拡幅力所の追加舗装が必要となりました。このため、原契約4,203万8,850円に386万7,150円を増額した4,590万6,000円とする請負変更契約を、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、指定された専決処分事項により、平成22年3月25日に専決処分を行いましたので、これを御報告するものであります。

以上でございます。

議長(荒川 政義君) 以上で、執行部の報告を終了いたします。

### 日程第7・議案第1号

議長(荒川 政義君) 日程第7、議案第1号平成22年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

補足説明を求めます。中野総務部長。

総務部長(中野 守雄君) それでは、議案第1号平成22年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)につきまして補足説明をいたします。

別冊、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算に8,778万3,000円を追加し、予算の総額を134億8,778万3,000円とし、第2条により地方債の補正を行うものであります。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

事項別明細書の11ページをお願いいたします。

まず、歳入の13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、再編交付金2,700万円の追加計上であります。防衛局との協議が整いました防災備蓄倉庫整備事業、三浦漁港陸開整備事業、観光案内表示設置事業に充当するものであります。

17款繰入金は、財政調整基金を5,191万7,000円取り崩しての財源調整であります。

19款諸収入は、地域活性化センター及び自治総合センターの助成事業決定に伴う追加計上であります。

20款町債は、道路新設改良事業に係る過疎対策事業債の追加であります。

12ページをお願いいたします。

歳出の2款総務費1項総務管理費7目支所及び出張所費は、橋支所経費において、地域要望に伴う工事請負費の追加計上及びごみ収集等に使用しております軽トラックの更新経費の計上であります。

4款衛生費2項清掃費2目じん芥処理費は、ごみ収集カレンダーの印刷経費を追加いたしまし

た。本年度前半の収集日程を試行的にカレンダー方式にて配布いたしましたところ、見やすいと非常に好評でありましたので、引き続きカレンダー方式で行なうこととしたものであります。

13ページの5款農林水産業費1項農業費5目農地費の県営農業基盤整備事業は、和田地区ふるさと農道の擁壁が大きく傾き、現在片側通行となっておりますが、県において復旧工事を実施することとなりましたので、その負担金として146万2,000円を追加するものであります。

7目農村環境改善センター費は、油田センターの空調機、白木センターの火災報知設備の修繕費を計上いたしました。

3項水産業費3目漁港管理費は、三蒲漁港陸閘2カ所の測量調査業務委託料を追加計上いたしました。財源は再編交付金であり、工事は23年度実施の予定であります。

14ページをお願いいたします。

6款商工費1項商工費3目観光費におきましては、再編交付金を活用し、町内の主要観光施設及び全面開通いたしました大規模農道の分岐点等、町内23カ所に観光案内標示を設置するための工事請負費を2,305万円計上いたしました。

また、民泊インストラクター養成研修会が、財団法人地域活性化センターの助成事業に採択されましたので、町の主催事業として、予算を組み替えるものであります。

7款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費は、町道天満東線道路新設改良事業に係る土地購入及び物件補償費の追加計上であります。

15ページの8款消防費1項消防費3目消防施設費は、21年度繰越及び本年度で計画しております防火水槽等の整備事業に係る用地の分筆登記委託料を110万円、三蒲地区防火水槽設置について、軟弱地盤のため工事請負費を100万円追加計上しております。

4目災害対策費は、避難場所13カ所に年次計画で備蓄倉庫及び浄水器、簡易トイレ等の避難生活物資を確保することとし、今年度は総合支所4カ所分を計上いたしました。財源は再編交付金であります。

9款教育費2項小学校費は、明新小学校の污水配水管改修、棕野小学校、三蒲小学校の雨漏り修繕工事費の計上であります。

16ページをお願いいたします。

3項中学校費は、久賀中学校、安下庄中学校の雨漏り修繕費の計上であります。

4項社会教育費2目公民館費は、久賀総合センターの照明器具、棕野公民館の空調設備の修繕費として190万3,000円を計上いたしました。

5目社会教育施設費は、東和総合センターの雨漏り修繕費を追加するとともに、文化交流センター管理運営経費に266万2,000円を追加いたしました。財団法人自治総合センターからの助成金の内示がありましたので、宮本常一写真講座を開催するための所要の経費を計上するも

のであります。

17ページの5項保健体育費2目体育施設管理費は、海洋センタープール及び日良居体育館の修繕費の追加計上であります。

3目学校給食費は、東和地区学校給食センターの修繕工事費35万7,000円を追加するものであります。

以上が、議案第1号平成22年度周防大島町一般会計補正予算(第1号)についての概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員(8番 広田 清晴君) まず、今回の補正が再編交付金関連ということではありますが、一般財源部分もかなりあるということで、若干質疑をしちよきたいというふうに思います。

一つは、12ページ、橋支所経費が ふやすこと自体はよろしいかと思うんですが、実際的な工事請負費と備品購入の中身等について報告を求めたいというふうに思います。

次に、農業費 13ページですが、委託料で三蒲の工事、2カ所ということで報告あったと思うんですが、工事は23年度開始ということではありますが、実際的な今回測量調査する範囲について、場所、地先ですね、どこの地先部分になるのか。西か東かを含めて報告を求めたいというふうに思います。

次に、14ページですが、道路新設改良について質問しますが、ここはどこの部分になるのか。また、どの程度購入等を考えているのか、報告を求めたいというふうに思います。

議長(荒川 政義君) 嶋元産業建設部長。

産業建設部長(嶋元 則昭君) それでは漁港施設管理経費の中の三蒲漁港の陸閘の測量調査費ですが、これは西三蒲地区の漁港でありまして、アルミのゲートを設置する予定であります。

続きまして、14ページの中の道路新設改良事業でございますが、これは町道天満東線、橘地区の道路改良でありまして、土地の購入と用地の補償でございます。そして、面積が約畑が1,000平米と雑種地が40、宅地が180平米で、今年度この補償工事を予算計上させていただきました。

議長(荒川 政義君) 八幡橋総合支所長。

橘総合支所長(八幡 清治君) それでは、まず工事費の関係でございますが、20万円の10件の補正を組んでおります。

それと、備品購入でございますが、軽トラックダンプ型の購入を1台分考えております。

以上でございます。

議長(荒川 政義君) 広田議員。

議員（８番 広田 清晴君） 次に、再編財源を絡みにした部分で質疑をします。一つは観光費、先ほど補足説明を聞くと、大規模分岐等の位置に看板等設置するというので報告ありましたが、大体何カ所ぐらいという考え方なのか聞いておきたいというふうに思います。

次に、同じく再編交付金絡みで災害対策、備品購入合わせて２，１７０万２，０００円ということになっておりますが、その中身について報告を求めたいというふうに思います。

また、歳入で２点聞いておきますが、私のほうは再編交付金に頼らんまちづくりということでやっておりますが、今年度いわゆる再編交付金見通しが既に示されておるといふふうに思います。協議が整った段階で予算ということになると思うんですが、実際的に今年度予定されておる再編交付金に対する現在の状況 何％状況なのか、とらえておれば、歳入のほうで聞いちょきたい、再編交付金。

それで、もう１点は、今回当然３月、新年度予算組んで、その後の初めての財調の取り崩しということになるかと思いますが、実際の財調の残高について報告を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） それでは主要観光施設についての箇所数ですが、主要観光地が７カ所と、そして大規模農道の分岐点での箇所数が１６カ所となります。材質がアルミ基盤で、大きさが１．２の２．１メートルという形でございます。

議長（荒川 政義君） 西本総務課長。

総務課長（西本 芳隆君） 災害対策費の備品関係２，１７０万２，０００円のことですが、先ほどの説明でも申しましたが、１３カ所予定したいということでありまして、今年度はこの予算では主要な４カ所ということで予定しております。

内容につきましては、防災倉庫、その中に入れるものとして緊急時の浄水装置、それから調理のかま、それから簡易トイレ、それから、簡易トイレの手すりということで、お年寄りとか弱者に対する対応、それから緊急のときの飲み水、それから食べ物、食べれば出るということですが、トイレというようなところで対応しております。

議長（荒川 政義君） 奈良元財政課長。

財政課長（奈良元正昭君） まず、再編交付金の関係でございますけれども、平成２２年度につきましては１億３，１６９万２，０００円の内示をいただいております。それに対しまして当初予算で、まず３，５００万円、今回２，７００万円ということで、合わせて６，２００万円ほど今は予算計上をしておると。今後また防衛省との協議の中でこういった事業とするかをまた検討していくという格好になるかと思っております。

それから、財政調整基金の状況でございますけれども、今まだ２１年度の決算調整中ござい

ますから、予算書上の動きで御報告いたしますと、今回の補正を踏まえまして財政調整基金の残高が15億8,361万4,000円になろうかと思えます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、最終日といたします。

#### 日程第8・議案第2号

議長（荒川 政義君） 日程第8、議案第2号平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。田村健康福祉部長。

健康福祉部長（田村 敏範君） 平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算につきまして、補足説明を行います。

今回の補正につきましては、平成21年3月31日以降に倒産、それから解雇等による離職または雇いどめによる離職などを余儀なくされた方について、申請によりまして、給与所得を100分の30として算定・賦課することで、22年4月から国民健康保険税を減額しようという、そのための電算の改修費を計上いたしております。

補正予算書の19ページをお願いいたします。

本文で、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ312万4,000円を追加いたしまして、総額を33億6,674万6,000円とするものでございます。

事項別明細書の27ページをお願いいたします。

歳入から御説明をいたします。3款国庫支出金、2項1目の財政調整交付金の特別調整交付金を312万4,000円増額いたします。

次に、28ページ、歳出でございますが、1款総務費、1項1目の一般管理費に国民健康保険システム改修費といたしまして312万4,000円を増額いたしております。改修の経費につきましては、特別調整交付金により10割補助となっております。

以上で補正予算の説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくをお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 中身のほうは今から審議される税改正の部分に入りますので、システム改修に限ってということで考えれば、実際的にはどういう形で、例えば周防大島町と契約

しとるところのシステム会社に委託をするという方式なのか。

また、基本的には国が100%、いわゆる特調で見るということですが、実際的にはその自治体任せということで委託等についてはね、よろしいのか、基本的な考え方について聞きたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 吉岡税務課長。

税務課長（吉岡 信二君） 広田議員さんの質問にお答えいたします。ページ数28ページの総務管理費、一般管理費13の委託料のシステム改修でございます。これは後ほど出てきますけど、議案第4号の周防大島町国民健康保険条例の一部改正する条例の専決処分の中で出てきます。その中の非自発的失業者の軽減措置ということで312万4,000円を計上させていただいております。

質問の内容でございますけど、周防大島町は既にシステムにつきましては、株式会社中国サンネットに業務委託を出しております。でありますので、当然この業務につきましても、その業者に随意契約というような格好で出すようになります。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

討論、採決は、最終日といたします。

#### 日程第9・議案第3号

議長（荒川 政義君） 日程第9、議案第3号周防大島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第3号周防大島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明をいたします。

地方税法等の一部改正が3月24日に可決・成立をし、関連する政令等が3月31日に公布され、4月1日及び6月1日から施行されます。これに伴い、平成22年3月31日に、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

改正の主な点は、「給与所得のある65歳未満の公的年金受給者に係る個人住民税の特別徴収制度の創設」、「身体障害者に係る軽自動車税の減免について、障害者の方と生計を一にする方が所有する自動車についても、減免の対象となる」という2点であります。

本議案中の改正内容につきましては、別途お配りしております資料のとおり、おのこの改正条文の下段に説明文を記載し、関係法令等の改正に伴う条、項ずれ、本改正に付随する附則の経過措置等につきましては、適宜説明の簡素化をさせていただいておりますので、この点につきましても、あわせて御確認御了承のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により順次御説明させていただきます。

8 ページ第 4 4 条の「給与所得に係る個人の町民税の特別徴収」は、納税者の窓口での納付手間の軽減等の観点から、平成 2 1 年 1 0 月より導入されました 6 5 歳以上の年金特別徴収制度に加えて、6 5 歳未満の年金所得を有する給与所得者について、給与所得に係る税額に公的年金等の所得割を加算して、一括特別徴収を行うものであります。

9 ページ第 4 5 条の「給与所得に係る特別徴収義務者の指定等」は関連条文ではありますが、こちらは法改正に伴う項ずれによるものであります。

9 ページ第 4 8 条は「法人の町民税の申告納付」、1 0 ページ第 5 4 条第 6 項は「固定資産税の納税義務者等」の規定であります。おのこの法改正に伴う項ずれ並びに字句、名称の削除となっております。

1 1 ページ第 9 0 条は「身体障害者等に関する軽自動車税の減免」であります。これまで減免の対象となる自動車の所有者は、原則として障害者の方御本人であることを要件としていたしましたが、障害者の方と生計を一にする方が所有する自動車についても、減免の対象となりました。

1 1 ページ下段、第 2 0 条の 4 「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」から、1 4 ページ中段第 2 0 条の 5 「保険料に係る個人の町民税の課税の特例」であります。いずれも法改正に伴う条、項ずれとなっております。

以上、改正条文の本則部分につき御説明いたしました。付随します附則事項につきましては、7 ページの改正本文により御説明したいと思います。

改正本文 7 ページ第 1 条につきましては、おのこの施行期日を規定したものであります。

7 ページ中段第 2 条は「町民税に関する経過措置」であります。特に第 2 項につきましては、給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を、普通徴収の方法によって徴収されたい旨のあるとき、または給与所得以外に年金所得がある場合において、平成 2 2 年 4 月 3 0 日までに給与所得以外の所得割額を、普通徴収の方法により徴収されたい旨のあるときの申し出に関する事項となっております。

以上で補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。広田議員。

議員（８番 広田 清晴君） 今回議案３号については、悪い部分はそのまま残しちよる、そして、悪い部分は広げてしまうという要件がありますので、その立場から質疑をしちよきたいというふうに思いますが。皆さん、担当課が出された第２回定例会議案資料という中で議案３号というくだりがありますので、そこで質疑をしちよきたいというふうに思いますが。

実際的に昨年度からいわゆる年金特別徴収という格好で始まりました。ほいで、この１の項の実際的な人数は何人なのか。

また、普通徴収の拡大にかかわると思われる部分、これが６０歳から６５歳について対象が何人なのか。

そして、先ほど補足説明があった４月１日通知だから仕方がない、専決処分したというのが内容というふうに思いますが、実際的に今申請等にかかわる部分、例えば身体障害者等が今までは個人だったのが広がる部分、これは前進部分であります、実際的にどのぐらいの申請があるのか、あわせて報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 吉岡税務課長。

税務課長（吉岡 信二君） 広田議員さんの質問の第１点目でございますけど、対象者数でございます。昨年度から始まりました年金特別徴収でございますけど１、８５０人、そのうち今回の法改正によります６０歳から６５歳未満の方の年金給与所得者数は１７０人の中におきまして、今回に該当する給与特別徴収の該当者は５３名となっております。

もう１点、身体障害者等にかかわる軽自動車の減免でございますけど、数字的には昨年度が１７３人、今年度が１７５人、そのうち内訳が身体が９６名、公益法人の車が７９で、新たに生計を一にする所有者の申請が出とるのは７台となっております。

これにつきましては、４月の広報、ホームページ等に載せております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第３号周防大島町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定をいたしました。

た。

暫時休憩をします。40分まで。

午前10時30分休憩

.....  
午前10時42分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第10・議案第4号

議長（荒川 政義君） 日程第10、議案第4号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第4号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきまして、補足説明をいたします。

議案第3号と同様、地方税法等の一部改正が3月24日に可決・成立をし、関連する政令等が3月31日に公布され、4月1日及び6月1日から施行されます。これに伴い平成22年3月31日に、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、議会の承認をお願いするものであります。

改正の主な点は、「国民健康保険税のうち医療分と後期高齢者支援分の基礎課税額に係る課税限度額の改訂」と、「倒産や解雇など非自発的理由により離職を余儀なくされた方に係る国民健康保険税の課税特例措置の新設」の2点となっております。

本議案中の改正内容につきましては、別途お配りしております資料のとおり、おのこの改正条文の下段に説明文を記載し、関係法令等の改正に伴う条、項ずれ、本改正に付随する附則の経過措置等につきましては、適宜説明の簡素化をさせていただいておりますので、この点につきましても、あわせて御確認御了承のほど、よろしく御説明申し上げます。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により順次御説明させていただきます。

18ページ第2条の「課税額」並びに、第23条「国民健康保険税の減額」であります。いずれも国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の改訂となっております。医療分は47万円を3万円増額して50万円に、後期高齢者支援分は12万円を1万円増額して13万円に、おのこの改訂されることとなりました。

また、18ページ下段第23条第1項第1号から19ページ中段第3号につきましては、法改正に伴う項ずれとなっております。

19ページ第23条の2「特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例」、

20ページ第24条の2「特例対象被保険者等に係る申告」であります。倒産、解雇等で職を失った失業者が、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入できるよう、国民健康保険税の負担軽減を行うものとなっております。

既に広報等によりお知らせしておりますが、具体的に申し上げますと、対象者は雇用保険の特定受給資格者等の方で、軽減期間は離職日の翌日から翌年度まで、軽減内容は、前年の給与所得を100分の30として算定するというものであります。

20ページ下段、附則第2項「公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例」、21ページ附則第7項「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例」、同ページ附則第13項「条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例」、22ページ第14項「条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例」であります。いずれも法改正に伴う、頂ずれ、または名称変更によるものであります。

以上、国民健康保険税に係る改正条文の本則部分につき御説明いたしました。付随する附則事項につきましては、改正本文17ページのとおりのとおり、内容は条文に係る施行期日並びに適用区分となっております。

以上で補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） この点についても、定例会議案資料に基づき質疑を行います。議案4号についてですね。基本的には上限、国民健康保険税のいわゆる本体部分が47万円から50万円。そして後期高齢者支援金に係る部分が現行12万円から13万円ということで報告されております。

まず、第1点は、今回のいわゆる引き上げに伴う影響人数、世帯になりますか、影響人数になりますかわかりませんが、報告を求めておきたいというふうに思います。

それと、特例部分について質問します。特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例、これが先ほど予算にあった100分の30にかかわる部分だというふうに思われますが、実際的にすべてが対象という部分じゃなからうというふうに考えております。読む限りにおいてはね。いわゆる対象になる部分、ならない部分というのが整理されておれば、あわせて報告を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 吉岡税務課長。

税務課長（吉岡 信二君） 第1点目の保険税の限度額の影響額でございますけど、医療分につきましては16人、後期高齢の支援分が427人、介護分につきましては51名ということで、

重複いたしますけど494名の方が該当するのではないかと思います。それに伴う収入増額分が669万3,000円ぐらい増額されるんじゃないかと思っております。それに伴う世帯数につきましては、ちょっと数字は把握はできませんので、御了承願いたいと思います。

続きまして、特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例ということでございます。非自発的失業者のこの対象者の要件でございます。今から申し上げますすべてに該当する人が対象となります。

その1といたしまして、離職後国民健康保険の加入者であること。

2点目が、雇用保険受給資格者証の離職年月日が平成21年3月31日以後であること。

3点目が、離職日において65歳未満であること。

4点目が、当該者の給与所得がゼロでないこと。

5点目が、雇用保険受給資格者証をお持ちの方で、ハローワークのほうで発行しております離職理由コード、これは11から34までありまして、解雇、天災等による事業継続不能となった場合による解雇、解雇どめ、雇用期間が3年以上、雇いどめが通知がありと、この項目の一つでも該当した方が、このたびの非自発的失業者の対象となります。

それに反しまして、ハローワークで発行されます特例受給資格者証をお持ちの方は該当になりません。

もう1点が、高齢者受給資格者証をお持ちの方も該当になりません。この点につきましては、5月号の広報等に詳しく掲載しております。

以上です。

議長（荒川 政義君） ほかに。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 説明を聞いてね、非常にわかりにくい部分があるんですが、ちょっと考え方を聞いておきたいというふうに思います。

例えば、現在は別にして、過去1年間、ある会社に勤めておったと。実際的には、そこで社会保険等も全くかけていなかったから、国民健康保険に加入しておったと。ほいで実際的には途中で退職勧奨、いわゆる解雇 法律的には解雇ではなしに自主退職という格好になるんです、退職勧奨があった場合であっても。実際、今私が抱えている問題で、そういう実例があるんですが。

そういう場合、今報告された、例えば、ハローワーク行きましたよと、過去1年間しか働いてなかったが途中で、その前も社会保険を発行してなかったから国保に加入しちよつたと。ほいで会社をやめた後も当然国保ですよと、そういう場合があります、現実ね、私対応しよるんで。

そういう中で、今ハローワーク行きましたと。そこで、いわゆる証明をもらいましたという場合は、実際的な対象者になるというふうに考えてよろしいかどうかちゅうのが実践的にわかれば、報告を求めたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 吉岡税務課長。

税務課長（吉岡 信二君） ただいまの質問でございますけど、なかなか即答がしにくい面がございます。要件が厳しくございますので、ハローワーク等の内容を見まして判定するような格好になるかと思えます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 議案4号について、反対の立場から討論します。

議案の中身は周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例ということであります。御承知のように多くの皆さん方が、政権が交代することによって、一定程度の前進があるんじゃないかというふうに期待されたというふうに思います。

今回の地方税法の改正は当然、新たな政権が発足後すべて決まった内容であります。ほいで私、一般質問でも通告しちよるんですが、実際的に国民健康保険税というのは、税の特性と申しますか、実際的には先ほどから質疑をしちよるように、退職をした場合、職を失った場合とか、そういう方が加入する制度。そしてまた、高齢者の皆さん方が加入する制度。ということで、制度の中にかかなりの矛盾があります。

そういう中で、今回の最高限度額の引き上げという部分は、影響額を先ほど課長のほうが答弁されました669万3,000円余りが影響分というふうにはじいておるようですが、実際的にはそれが町民の皆さん方に改めて重く乗りかかるという部分であります。

ですから、私は基本的には今回のいわゆる国民健康保険税の最高限度額の引き上げについては、今の実態からして、決して高所得者だけではないに、身内がかなりいわゆる世帯の中に家族がおる場合等が当たる場合もありますから、そういう点を明らかにして、反対の立場を明示しておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第4号周防大島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案のとおり承認することに賛成の議員の起

立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は承認することに決定しました。

#### 日程第 1 1 . 議案第 5 号

議長（荒川 政義君） 日程第 1 1、議案第 5 号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第 5 号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、及び周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が、本年 6 月 3 0 日から施行されることに伴い、関連条例の一部改正をするものであります。

第 1 条は、周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正であります。

内容につきましては、資料の新旧対照表で御説明いたします。2 8 ページをお願いいたします。

第 8 条の 2 の改正は、職員の配偶者が常態的に子を養育できる環境にある場合は早出遅出勤務ができなかったのが、配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員は、育児のための早出遅出勤務の請求ができることとする改正であります。

第 8 条の 3 の改正は、3 歳に満たない子のある職員が、当該子を養育するために時間外勤務の制限を請求した場合には、当該職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならないことを規定したものであります。

第 2 条は、周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正であります。

内容につきましては、資料の新旧対照表で御説明いたします。3 0 ページをお願いいたします。

第 2 条の改正は、非常勤職員及び臨時的に任用される職員も育児休業対象職員とすることに関する規定の整理であります。

また、職員の配偶者が常態的に子を養育できる環境にあるか否か、配偶者が育児休業をとっているか否かの状況にかかわらず、職員は育児休業をすることができることとする改正であります。

第 2 条の 2 は、今回追加される条項ですが、再度の育休取得の条件に含めないとする人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間について、5 7 日間とする規定を新設するものであります。これにより配偶者が産後休暇中に、夫が育児休業を取得した場合は、育児休業取得に関する再度の条件にカウントされないこととなります。

第3条につきましては、子が3歳に達するまでは育児休業がとれることとなっておりますが、一度育児休業をとった者が、再度育児休業をとる場合は、夫婦交互に取得すること等が条件でありましたが、最初の育児休業をした後3月以上経過した場合には、職員が育児休業等計画書を提出すれば、配偶者の育児休業の取得状況にかかわらず、再度の育児休業をすることができることとする改正であります。

第5条につきましては、職員以外の当該子の親（通常は配偶者）が、常態的に子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取消事由としないこととする改正であります。

第9条につきましては、子が小学校に就学するまでは短時間勤務の形態により勤務できる育児短時間勤務に関する改正であります。非常勤職員及び臨時的に任用される職員も、育児短時間勤務の対象職員とすることに関する規定の整理であります。

また、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は育児短時間勤務をすることができることとする改正であります。

第10条につきましては、夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が育児休業等計画書を提出すれば、最初の育児短時間勤務をした後3月以上経過した場合には、前回の育児短時間勤務の終了から1年以内であっても再度、育児短時間勤務をすることができることとする改正であります。

第13条につきましては、職員が育児短時間勤務によって子を養育している時間に、職員以外の子の親がその子を養育することができる環境となった場合でも、育児短時間勤務の取消事由には当たらないこととする改正であります。

第18条につきましては、非常勤職員も部分休業対象職員とすることに関する規定の整理及び職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は部分休業をすることができることとする改正であります。

附則として、この条例は平成22年6月30日から施行することとしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まず一つは、実際的にこの条例を提案する前に、対応する組合との協議については、協議をされた内容ということによろしいのかなどが1点です。

ほいでもう一つは、今回のいわゆる改正が、実際的な育休の推進、育休のための短時間の休暇の推進、これにつながっていくというふうに考えているのかなど。

もう一点は、無給か有給かについて、3点について聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 西本総務課長。

総務課長（西本 芳隆君） 1点目の組合との協議についてであります。これは上位法の改正に伴う改正でありますので、現段階ではしておりません。ただ、今後普及のためには組合等の協議、中でまた周知を図っていきたいと思っております。

育休の推進につきましても、やはりこの制度を取り入れられますわけですから、推進を地域感情等、夫婦が育休ということになると、非常に地域感情等もあるんでしょうが、推進については進めてまいらなければならないという法律の趣旨であると思っておりますので、そういう対応になると思っております。

有給か無給かということになりますが、育児休業は基本として無給であります。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第5号周防大島町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例及び周防大島町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第12・議案第6号

議長（荒川 政義君） 日程第12、議案第6号周防大島町税条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第6号周防大島町税条例の一部改正につきまして、補足説明をいたします。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正しようとするものであります。

主な改正点としまして、1点目は、子供手当の対象となる16歳未満の一般扶養控除の廃止並びに高校無償化に伴う16歳以上19歳未満の間の特定扶養控除上乗せ分の廃止に伴い、個人住民税の非課税限度額制度に活用するため、給与所得者、公的年金等受給者の扶養親族申告制度の創設。

2点目としまして、市町村たばこ税に係る税率の改訂。

3点目としまして、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等について。「貯蓄から投資へ」の流れを促進するため、非課税口座内上場株式等の配当、譲渡に係る所得税及び住民税の非課税措置の創設となっております。

改正内容につきましては、先ほどの専決議案と同様、別途お配りしております資料のとおり、おのおの改正本文の下段に説明文を記載し、関係法令等の改正に伴う条、項ずれ、本改正に付随する附則の経過措置等につきましては、適宜説明の簡素化をさせていただいておりますので、この点につきましても、あわせて御確認、御了承のほど、よろしくお願いたします。

それでは、改正内容につきましては、新旧対照表により順次御説明させていただきます。

まず、42ページ第19条の「納期後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金」及び43ページ第31条第3項の「法人町民税に係る均等割」の規定であります。これは法改正に伴う項ずれによるものであります。

43ページ中段から46ページ上段までの、第36条3の2から第36条3の3までであります。これは新たに追加された条文でありまして、個人の町民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者に係る扶養親族申告書に関するものであります。

平成24年度分より適用されます所得税の年少扶養親族に係る扶養控除の廃止及び特定扶養親族のうち、16歳以上19歳未満のものに係る扶養控除の上乗せ部分の廃止に伴い、住民税の非課税限度額の判定が困難になりますことから、これを補うために創設されたものであり、具体的な内容につきましては、現在国税庁で検討が行われているところであります。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時10分休憩

.....  
午前11時15分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

副町長（岡村 春雄君） 46ページ上段、第48条の法人町民税の申告納付、47ページ中段、第50条第2項の法人町民税の不足税額の納付の手続き、並びに48ページ中段、第54条第7項の家屋の附帯設備に係るみなし規定を適用する市町村に係る規定は、いずれも法改正に伴う項ずれによるものであります。

48ページ下段、第95条並びに49ページ上段、附則第16条の2は、たばこ税の税率に係る規定であります。本年10月1日より、市町村たばこ税が1,000本当たり3,298円から4,618円に、また、エコーやわかば等の旧3級品につきましては、1,000本当たり1,564円から2,190円に改訂されます。

49ページ附則第19条の3は、非課税口座内上場株式等に係る町民税の所得計算の特例の規

定でありまして、平成24年から上場株式等の配当、譲渡所得の10パーセントの軽減税率が終了し、20パーセントの本則税率になりますことから、個人の株式市場への参加を促進する観点から、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当、譲渡所得の非課税措置が新たに創設されたものであります。

その特徴としましては、非課税口座を開設できる期間は3年間、年間投資額は100万円を上限とし、1人について1年1口座、投資総額は300万円、最長10年間保有可能、非課税口座内上場株式等の金融機関取引業者への譲渡による譲渡所得について、所得税住民税は非課税、以上4点となっております。

以上、改正条文の本則部分につき御説明いたしましたが、付随する附則事項につきましては、38ページから41ページまでの改正本文により、御説明したいと思います。

それでは38ページ下段、附則の第1条は各法令の施行日を定める規定でありまして、同条第2項から第3項は個人の町民税に係る給与所得者及び、公的年金等受給者の扶養親族申告書提出に係る経過措置となっております。

39ページ中段、第4項は非課税口座内上場株式等譲渡に係る町民税の所得計算の特例に伴う適用年度についての規定でありまして、同ページ5項は、平成22年10月1日前後に解散が行われた場合の、法人の申告納付等に係る経過措置に関する規定となっております。

39ページ下段から40ページ、附則第3条第1項から第5項は、平成22年10月1日現在において、たばこの販売業者が、店舗等で合計2万本以上のたばこを販売するために所持している場合に、税率の引上げ分に相当するたばこ税が課税される、いわゆる、たばこの手持品課税に関する経過措置でありまして、41ページ第6項は、たばこの返還に伴うたばこ税の控除又は還付の規定となっております。

附則として、この条例は、平成22年10月1日から施行することとしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 私は先ほどからずっと第2回定例会議案資料ということで、所管課が配布された、つけて出された資料なんですけど、これについては執行部の皆さん方は持っておられるのかどうなのか。最初に聞いちゃかんと、先ほどから言う中身がわからなかったらいけんのんで、これがきちっと配布されているのかどうなのか。ちょっと確認の意味で質問しちよきたいというふうに思います。あわせて質問をしたいというふうに思います。

今回所管課が出された資料をもとに、ずっと検討を重ねていきよるんですが、この条例の改正の中で一つは、いわゆる民主党政権になって、15歳以下の子供たち全員に1万3,000円配

布するための予算、抱き合わせ 一般的にある抱き合わせとして、今回の所得税法の改正及び町については地方税法の改正ということになっておりますが、実際的には逆転があるんじゃないかと、これは私だけではなしに、マスコミ等でも言われております。

と言いますのが、いわゆる控除額の減額が実際的には重くのしかかって、逆に非課税でなくなったり、実際的には逆転が出る可能性があるというふうに考えておるんですが、実際的に担当所管のほうはどのように考えているのかというのが1点です。

個人住民税のいわゆる、この部分ですね。一般扶養控除で15歳以下については子ども手当の対象なのでゼロになりますよと。ほいで、16歳から18歳については、高校無償化の対象なので、特定扶養控除は廃止して、一般扶養控除の額になりますよと。上乘せ部分の減額ですよということですね。この部分が大きく変わるというふうになります。

実際出発はまだ後なんですけど、この影響が逆に逆転、いわゆる子ども手当をもらったばかりに扶養控除が減額もしくはなくなったりして、逆転があるんじゃないかというふうに考えますが、その点でどのように考えているのかということであります。

また、年少扶養控除廃止後における扶養情報の把握方法ということで例示がありますが、これについても、例えば今まででしたら扶養控除の欄があって、いわゆる申告書の中に扶養控除、15歳以下の扶養控除があって、それがなくなる可能性が出発するんじゃないか。それについて先ほど岡村副町長のほうが、その部分を明らかにするために、今度は逆の方法で届け出なさいということになると、逆に煩雑になったりする可能性があるというふうに考えますが、その点でどうなのかということ。

それと、個人住民税の年少扶養控除等を廃止した場合の課税最低限等への影響ちゅうことで出されておりますし、その次のページには住民税、所得税の扶養控除を見直した場合、他制度の影響、いわゆる町民税が 基準部分がなくなることによって、実際的には新たに保育料等が高うなったりするという制度上のもの、それらをどのように見ているのかについて聞いておきたいというふうに思います。

最初にこれからちょっと。

議長（荒川 政義君） 吉岡税務課長。

税務課長（吉岡 信二君） 最初の御質問でございます。お配りしてます資料の1ページをごらんいただきたいと思います。職員も全部資料は配布しております、はい。

所得税法、住民税法の改正が住民税につきましては平成24年度分から改正となります。また所得税につきましては、平成23年分からでございます。その扶養控除等の全体像でございますけど、その左側のほうが15歳までの方は子ども手当が支給されて、一般扶養手当の33万円の控除が廃止されるということに伴いまして、先ほど広田議員さんが説明いたしましたもろもろ

の控除等も変更になるということで、控除と逆転するような影響があるんじゃないかということ  
でございますけど、住民税で申し上げますと、平成24年度の確定時の時期にならないと、ちょ  
っと判定が難しいんじゃないかと思っております。

それから、次のページの2ページでございますが、中段ぐらいに所得税法上では年少扶養親族  
という表現がされておりますけど、これは16歳未満の方となっております。

次のページの4ページでございます。住民税所得税の扶養控除を見直した場合の他の制度の影  
響でございます。所得税と住民税、各それぞれに丸がついておるところに影響を及ぼすようになっ  
ておりますけど、周防大島町で特に関連してくるところは、左側から申し上げますと、上から  
5行目の公営住宅制度、所得税の限度額で影響があるんじゃないかと思えます。

また、住民税関係では、そのすぐ下の国民健康保険制度保険料、これが影響してくると。それ  
に伴いまして後期高齢者医療制度の自己負担のほうに影響すると。右側の表でいきますと特に影  
響するのが、上から考えられるのは5番目の国民年金保険料の申請減免、そのすぐ下の20歳前  
の障害に基づく障害基礎年金、老齢福祉年金、特定障害者に関する特別障害給付金の関係で所得  
税のほうで影響があるんじゃないかと思われます。

その他、下から3つが児童扶養手当、特別児童扶養手当、母子家庭自立支援給付金、これらの  
所得税の限度額等には影響を及ぼすんじゃないかと思われます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 反対の立場から討論しちょきたいというふうに思います。

今回の個人住民税関係にあらわれておりますように政権がかわって、それぞれが政権として特  
徴ある政策を実行しようということで、民主党政権になりまして、いわゆる子ども手当の創設と  
いうことで、早くから言われておったように扶養控除等の廃止、また特定扶養控除の廃止いうこ  
とで、実際的には私自身は逆転現象が生まれる。所管課のほうは実施時期に来てみないとわから  
ないというのがあるかと思いますが、理論上は逆に子供たちは社会全体が育てるものだという  
言い方で、そういうやり方、これは私は基本的には正しくないというふうに考えております。

特に提案された内容が、これは地方税法改正のときに並立して出のほうも協議がされました、  
御承知のようにね。ほいで、その中で出のほうも例えば子ども手当について、こういう財源の中  
でどうするかと言ったら、民主党政権が提案したときは、いわゆる子ども手当については2万  
6,000 出のほうで。もう一つは、出のほうで主なものが実際的には高速料の無料化、こ

れはまだ実施されておられませんけど、それらを含みあわせて、国の制度として所得税法及び地方財政法等を決定した。これは経緯はおのずとわかるとおりであります。

私は、こういう流れを見てますと、まず第一が今までやってきた事業仕分けとか、いわゆる特別会計による埋蔵金とか、しょせん私は限界あるものだというふうな見方をしております。なしとかと言えば、すぐに、例えば1次補正、2次補正で、埋蔵金が削られ、事業仕分けも実際的には大もとの部分に仕分けを行っていないから、実際的にはかなり矛盾がある、いわゆる今回の改正になっちょるといふふうに考えております。

実際的には私は、皆さん方から考えれば、国が決めたんだから仕方がない、地方税法は国の枠内だからしょうがないというふうには考えられると思うかも知れませんが、どういう政権の時代だったとしても、悪いことは悪い、国に対して、そういうやり方はまずいんだという声を上げていかないと、実際的には世の中は変わっていかないという点は明らかにして討論としちよきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第6号周防大島町税条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

### 日程第13・議案第7号

議長（荒川 政義君） 日程第13、議案第7号周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第7号周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正につきまして補足説明をいたします。

このたびの改正は、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される省令の一部が改正されたことに伴うものであります。

条例の改正点といたしましては、周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例、第1条中の

「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう）」に名称を改正するものであります。

なお、附則として、この条例は、平成22年7月1日から施行することとしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第7号周防大島町固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第14・議案第8号

議長（荒川 政義君） 日程第14、議案第8号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第8号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をいたします。

このたびの改正は、議案第7号と同様、過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される省令の一部が改正されたことに伴うものであります。

改正点といたしましては、周防大島町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例、附則第2項中の「ソフトウェア業」を「情報通信技術利用事業（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第30条に規定する情報通信技術利用事業をいう）」に名称を改正するものであります。

なお附則として、この条例は、平成22年7月1日から施行することとしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回、名称のいわゆる変更、位置の変更ということで、実際的にはいわゆる終末処理場の位置を明示したという変更になっちょる（「違う、違う、違う」と呼ぶ者あり）9号じゃない。（「8号」と呼ぶ者あり）飛んじょった。（笑声）

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第8号周防大島町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第15・議案第9号

#### 日程第16・議案第10号

議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第9号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について及び日程第16、議案第10号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正についてを一括議題といたします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第9号及び議案第10号につきまして、一括で補足説明をいたします。

秋地区の農業集落排水事業は、平成22年3月末に完成をいたしました。生活排水につきましては、安下庄の公共下水道浄化センターにおいて処理をするものであります。

まず、議案第9号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正についてであります。

秋地区の排水処理施設については、農業集落排水事業で整備をしたものであるため、本条例を一部改正し整備の上、秋地区の排水処理施設を追加するものであります。

改正点を御説明いたしますと、本条例の第3条中、「農業集落排水処理施設の」次に、「浄化センターの」を加え、各処理場の位置とするものであり、また、第5条の別表第1の施設の各名

称を「浄化センター」から「農業集落排水処理施設」へ変更するとともに、位置を削除し、新たに秋農業集落排水処理施設を追加するものであります。

なお、秋地区の生活排水を処理する安下庄地区公共下水道事業の変更認可を、県に申請をしているところでございますが、県の許可が7月になると予想されるため、附則として、この条例は、公布の日から起算して3カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしております。

次に、議案第10号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正についてであります。事業完成に伴い、第2条別表の処理区域に、秋処理区を新たに追加するものであります。

なお、東和片添浄化センターの脱水機を更新する事業及び秋地区の生活排水を処理する安下庄地区公共下水道事業の変更認可を県に申請をしているところでございますが、県の許可が7月になると予想されるため、附則として、この条例は、公布の日から起算して3カ月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしております。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。議案第9号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 改正案の最後のところ、議案9号のうち、秋農業集落排水処理施設、これ追加と思うんですが、実際的に秋のうちの一部の区域ということになっておりますが、全世帯を網羅したということになってないとするれば、何%くらい今回の条例改正で、いわゆる追加ということになるのか、ちょっと聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 当初の計画では350人を計画として定めましたが、現在の人口250人であります。それで、公共ますについては、全体で168個設置しております。今の世帯人口は137世帯であります。

以上です。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に、ここが農業集落排水事業でやった場合、安下庄の場合と違って、いわゆる一部を除いた地域の取り扱いについて、この事業が出発するときに、地域説明会にどのような説明をしたのかというのが、実際的に入る条件等が変わってくると思うんです。

私が勘違いしちよたらいけないので、一つは農業集落排水事業で進めたと思うんですが、終末処理場はあくまで公共下水のほうで最終処理をしますということでもよろしいのかどうか、一つ確認ね。

ほいで、もう一つは、実際的には一部の地域を除くということになれば、後から加入した場合は、私たちが事業実施を聞いているときは、後から加入したらかなり高くなりますよという説明を受けちよります、補助対象とならないから。その対象になるのかどうなのかということなんです。

その辺、実際そういう状況とあわせて報告をお願いしたいというふうに思います。あくまで最初に入っちゃかんと高くなる部分、補助対象にならんからということで、その部分をちょっと確認しちよきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 当時の出発点については、国・県のほうには、あくまでも秋処理区として処理場をつくるという計画で当時進めております。

町の方針としては、出発としては安下庄に接続するという事で事業を進めておるんですが、途中で国・県のほうには、当初の計画の変更認可なり、手続なりで、安下庄のほうへ接続するという事で許可をとっております。そのための今回の公共下水への変更認可の手続を今やっとなる最中でありませう。

それと、秋の処理区を設定するときには、あくまでも全戸を対象にして、全員に声をかけております。そのうちの承諾をいただいたのは、ある程度100%ではありませんけど、もう90%以上の承諾をいただいて、公共ますを設置しております。

後から加入する場合については、今の条例の中では負担金を土地に対していただいて、公共ますについては、うちのほうを迎えにいくということで、現在のところは進めていこうという考え方でありませう。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありませうので、質疑を終結しませう。

議案第10号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について、質疑はございませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結しませう。

これより討論、採決に入ります。議案第9号、討論はありませうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結しませう。

これより起立による採決を行います。議案第9号周防大島町農業集落排水処理施設設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めませう。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第10号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第17・議案第11号

議長（荒川 政義君） 日程第17、議案第11号周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第11号周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

この条例改正につきましては、平成21年度に陸上競技場の改修工事が完了したことにより、今年3月議会において、使用料金の改定をお諮りし、議員各位の御理解をいただき御議決を賜ったところであります。

4月以降、新しい料金表をもって運用を始めたところでありますが、使用する時間帯によっては、利用者に多大な負担をおかけする場合がありますので、利用促進のため改正を行おうとするものであります。

現行の別表第1において、専用使用料として、午前9時から正午までと、正午から午後5時までの2つの区分になっており、例えば入場料その他これに類する料金を徴収しない場合で、レクリエーション及びアマチュアスポーツに使用するとき、午前11時から午後1時までの2時間使用した場合、別表から算定すると午前の部の3,465円に午後の部の5,775円を加え合計9,240円となりますが、3月議会に提案した際には、1時間当たりの基準使用料を1,155円に設定し、利用条件と時間帯別の設定倍率を乗じたところであり、専用の区分にはありませんが、前出の2時間使用の場合には1時間当たりの単価の2倍の料金2,310円とするところであります。

3月改正に当たっては、時間刻みの使用申し込みはありませんでしたが、今後はさらなる利用促進を図るため、このたび別表の備考5の次に、6、競技場専用使用料については、午前9時か

ら正午または正午から午後5時まで（以下「通常時間帯」という）において、午前9時から正午までの3時間または正午から午後5時までの5時間（以下「規定時間」という）に満たない使用料は、それぞれの通常時間帯における専用使用料を規定時間で割り戻した1時間当たりの使用料に実使用時間を乗じて得た額を徴収する。この場合において、1時間未満の端数は1時間とする。

7、通常時間帯前後の競技場専用使用料は、表中の延長料に実使用時間を乗じて得た額を徴収する。この場合において、1時間未満の端数は1時間とする。

その他に、文言の「納付する」を「徴収する」に統一するため、一部改正を行おうとするものであります。

この改正によって、時間単位の利用に供した場合に、利用者の利用実情に合わせる、さらには、利用促進を図ろうとするものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 基本的には引き下げなんだという、それをもっていわゆる利用を高めていくんだということであります。

ほいで若干聞いちょきたいのは、ページ数61なんですけど、改正案と現行を見ていただきたいんですが、単純に変更部分は引っ張っておりませんが、それぞれ改正案のほうが高くなってる。例えば、会議室使用料、放送機具等は、それぞれ高くなっているんじゃないかと思いますが、聞いておきたいというふうに思います。わしの見間違いですか。見間違い。（発言する者あり）

議長（荒川 政義君） 村田教育次長。

教育次長（村田 雅典君） 私も初めて気がつきました、ここの部分。これは基本的に現行と改正案、このたび提案を申し上げますのは、備考の6、7をつけ加えたいよということですが、ここの表におきますところの会議室、放送機具、競技用具、これは左の現行が正しいと改正案の部分が。現行部分については、前のやつが上がってきておるといことだろうと思っております。大変申しわけございません。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

議案第11号周防大島町陸上競技場設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第18・議案第12号

議長（荒川 政義君） 日程第18、議案第12号平成21年度周防大島町立東和中学校解体工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第12号平成21年度周防大島町立東和中学校解体工事の請負契約の締結について補足説明をいたします。

平成21年度、周防大島町立東和中学校解体工事につきましては、去る5月24日に9社で指名競争入札を行った結果、白木産業株式会社が2,800万円で落札をいたしましたので、その落札価格に消費税の額を加えた2,940万円で請負契約を締結することについて、議会の議決を求めます。

工事の概要につきましては、旧東和中学校校舎延べ床面積約3,650平米ほかの合計4,068平米の解体であります。参考までに、工期は平成22年9月17日までを予定いたしております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） この結果を見ますと、年に一回あるかないかの入札結果というものが見てとれるような入札結果であります。これは何が原因したかは非常にわかりにくい部分があります。

そういう中で質疑をしますが、実際的に入札書比較価格と入札結果が約2,800万円、3,000万円違うという状況があります。一般的に言われれば、いわゆる坪当たりの解体単価が問われるというふうに思うんです。一体幾らで見ているのか。

大体木造でも、軽はずみなことは言われませんが、3万2,000円程度かかるんじゃないかなということも言われております。それが、今度は鉄筋ですね。そういうことになると、この入札状況から見たら、そんなに安くできるんかと。あくまで皆さん方は低入札価格の調査結果、

できますよということなんです。

実際的に皆さん方が見積もった部分、大きく違う部分があるんじゃないかというふうに思います。例えば、調査したらこの部分が、かなりの開きがあったとか、具体的に調査されたので、どういうふうに見てとれたのか。率直なる答弁をお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 上元契約監理課長。

契約監理課長（上元 勝見君） 広田議員さんのおっしゃいますとおり、安ければいいという結果ではありません。どの部分が違うかということではありますが、この調査をするに当たりまして、10項目からわたる調査票を提出させまして、それを、るる調査検討しました。それをしまして、また聞き取り調査等もやりました。たしか、この中心となるものはやはり解体と産廃の処理ということで、それらを中心に聞いたわけですが。

業者としては各工種、工程の中で、企業ができる限りの努力を図るべく検討をして、こういう金額になったということではあります。確かに書類を見ても工程的にもかなり段取りといえますか、いい工程の組み方をしておりますし、解体するときはそういった形で一気にやって効率を図るといような形でやっておりますので、確かに金額的には開きもあるともありますが、その辺は効率的にやるということで、できるというふうに判断をした状況であります。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今聞いておりますと、いわゆる工事の処理部分が効率的に組み立てられていることではあります。今から先も例えば、そういう形で予定価格をはじかんと、理論上はおかしくなりますよね。今から先もいろんな解体工事があります。実際的なね。ほいたら、やっぱり予定価格をはじくときには、あくまで理論上明らかなような格好ではじいていくほうが客観的な部分があるということになると、またこれから続く解体工事について、逆に予定価格、町がつくる予定価格と業者の見積もり、いわゆる入札価格ね、これにかなりの開きが出ると。それでも実際的には予定価格以下のかなり半分以下ぐらいの金額でもできるちゅうことになりませんか、客観的には。

同じような解体、鉄筋で解体、面積もそんなに違わんということになれば、そういうことになる。町の 逆に町の見積もり価格が、いかにあいまいなのかちゅう裏返しになる可能性もあるんじゃないかというふうに危惧するわけですよ。

ですから、その辺については、やっぱりどうなのかという部分は、見ちょかんといけんのんじゃないかと思います。その点で町長の考え方を聞いちょきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 広田議員さんの御質問でございますが、その結果から見れば今言う話のような話も実は成り立つのかもわかりませんが、実は町の積算というのは、当然その標準の歩掛

かり、または標準の単価を使ってやっておるわけでございまして、一つこれが価格の入札が行われたがということをもって、今までの町の標準の歩掛かりとか標準の単価を低くせんにゃいけんというふうなことは全く思っていないわけでございまして。

当然今落札した業者にとりましては、非常に必要な工事であったんでしょうし、また、この工事について、先ほど課長が説明しましたが、もろもろの条件の中でこういう格好を出したということございまして。個々に調査をした結果を見ますと、ある程度納得できるということで落札決定を行ったということでございますので、御理解をいただきたいと思えます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第12号平成21年度周防大島町立東和中学校解体工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・

議長（荒川 政義君） 以上で本日の日程は全部議了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は6月18日金曜日午前9時30分から開きます。

事務局長（木元 真琴君） 御起立願います。一同、礼。

午後0時02分散会